

公益信託認可ガイドライン案への意見（第10回施行準備研究会）

項番	意見者	項目	意見等
1	【吉谷参与】	＜第1章P5＞ 公益信託の関係者の責務について	「責務」という用語の意味が明確ではないと思われるが、公益信託の関係者が義務を果たすことを前提としたうえで、更に期待されることを記載する趣旨であると理解している。 しかしながら、6つ目と7つ目の○の「・・・公益信託事務を効率化・適正化し、あるいは効果を高める手段があるにもかかわらず、これを行わないことは、信託の本旨に従った信託事務の処理とは言い難いと言える。・・・受託者が、信託の本旨に従って公益信託事務を処理する義務を果たすためには、信託行為の定めに従った処理を基本としつつも、社会の変化等に対応して公益信託事務の実施方法等を見直すことも必要」という記載ぶりは、あたかも受託者に信託の変更を義務づけているようにも読める。 受託者が善管注意義務に従って信託事務処理を高度化すべき義務の話と、信託の変更を行うことも公益のためには期待されるという義務でない話が、区別されずに記載されていることが分かりにくくしていると考えられるため、何を「期待されている」のかを適切に記載すべきである。 また、信託の変更を期待するということであれば、受託者だけでなく、委託者および信託管理人も含

			めた関係者が、信託のあり方（受託者の変更や信託の終了との比較を含む）について判断することになるため、関係者全体に期待する事項ということになるのではないか。
2	【吉谷参与】	＜第2章P3以下＞信託行為及び申請書記載事項について	P4に「申請書には、「信託行為第○条及び第●条に記載のとおり」と記載されることを想定している。」と記載しているが、P11に記載の様式1・③「公益事務の種類及び内容について」の記載例はそうになっていないため、どちらを求められているのか分かり難い。 記載例にも「信託行為第○条及び第●条に記載のとおり」としたうえで、追記すべきことがある場合のみ追記するということを明示して欲しい。 P6以下の記入要領も、様式1・③に文章で記載することを前提として説明されている。 例えば、 P6の（1）公益事務の目的の冒頭は、「○公益事務の目的は、原則として、信託行為に定められた公益信託の目的の条項を示す。」のように始めれば、記入要領としてわかりやすい。 P7以下の（2）公益事務の概要については、信託行為に記載がない場合にはこの欄に何を書かなければならないか、何は記載しなくてもよいかを端的に記載する方がわかりやすい。 「事務を受託による行う場合」は事業計画書についての説明で、公益事務の概要の箇所に記載されるとわかりにくい。

			「公益事務において発生する知的財産権について」は、技術開発、研究開発を公益事務とする場合に信託行為に記載することが望ましい点についての注意事項であると考えられ、一般的な記載事項として説明するとわかりにくい。 P 9 以下の（５） 公益事務の合目的性の確保の取組についても、信託行為の記載箇所を示したうえで、どのような場合には、信託行為に記載されていない点を補足して書くのかを示すようにするとわかりやすい。
3	【吉谷参与】	＜第 2 章 P 7＞ 公益事務の概要における対価が見込まれる事務の記載について	「付随的事務については、事業計画書等への記載を前提に、記載不要とする」ものの、「法人税令第 5 条第 1 項に掲げる事業であって相応の対価が見込まれるもの」は記載が必要とされている。 美術館の喫茶店や喫茶コーナーを置くようなよう場合は、付随的事務として記載が必要であり、認可後に有償の喫茶コーナーを設ける場合は変更認可が必要であるということか。 幹となる公益事務を無償で実施している場合（無償であることは事業計画で示していて、公益事務の概要では記載していない場合）に有償に変更するような場合は、変更認可の申請が必要にならないという理解でよいか。
4	【吉谷参与】	＜第 2 章 P 2 0＞ 緊急事態における対応について	緊急事態における対応をする際には、本来、変更認可が必要な事務であっても届出で行うことができるということを説明している理解している。 そのため、信託行為に定める付随的事務として実施可能で信託の変更を伴わない場合は、P 7 に記載のように小さな規模であれば届出も不要と理解している。

			もっとも、小さな規模か否かの判断基準が必ずしも明確ではないため、規模の大小にかかわらず、信託行為の変更を伴わないものについては、信託管理人の同意があれば、信託概況報告のみで届出不要とすることも考えられる。短期間のみ認可事項を変更する（変更した）と届けることは必要ではないのではないか。
5	【吉谷参与】	＜第2章P24＞ 審査時に必要と考えられる書類・証憑について	書類・証憑は例示であり、同様の説明ができる資料があればよいことも記載していただきたい。
6	【吉谷参与】	＜第4章P5・6＞ 第2信託行為の記載事項について	P5の表には信託行為の記載事項として「公益事務を行うことのみを目的とする定め」としているが、「公益事務を行うことのみを目的とする旨」とすべき。6頁に解説しているとはいえども、公益事務を行うことのみを目的とすることを説明した条項を別途置かなければならないかのような誤解を招く表現は避けるべきである。
7	【吉谷参与】	＜第4章P16＞ 信託財産の内容及び抛出の方法等について	この項では、委託者から受託者に抛出する財産のことを「信託財産」と表記している。内閣府令1条5項の表記に倣うとしても、「委託者から受け入れる信託財産」のように記載することが望ましい。

8	【吉谷参与】	＜第４章Ｐ１７＞ 第三者からの追加信託について	第三者を新たに委託者とする事は、信託行為に明示されていない限り、委託者の合意を得て信託の変更を行わなければならないということを明示して説明すべきである。 また、第三者からの寄付は追加信託でないことが原則である旨の説明とすべきである。
9	【吉谷参与】	＜第４章Ｐ１７以下＞ 金融資産の運用について	信託銀行が受託者であれば、有価証券運用にはデリバティブや為替を伴い、また余資運用を有担コールや銀行勘定貸とすることがある。信託受益権については、有価証券運用をするものであれば譲渡所得も発生するし、外貨建運用の為替差損益、デリバティブにかかる損益もある。限定することで適切な運用を選択することができなくなることには留意が必要である。運用対象を見直すか、一部の要件が充足しない場合の個別判断については、運用の専門家の意見を参考に柔軟に判断できるように記載していただきたい。
11	【吉谷参与】	＜第４章Ｐ３２＞ 競合行為について	最後の○で「信託法第３１条第１項各号又は第３２条第１項に掲げる取引」となっているのは、「信託法第３１条第１項各号又は第３２条第１項に掲げる行為」の誤植と思われる。
12	【吉谷参与】	＜第４章Ｐ３６＞ 公益事務を行う区域について	「公益事務を行う都道府県の区域は、信託行為の定めを踏まえ、公益事務を行う都道府県名等を記載するとともに、公益事務を行う区域に係る信託行為の定め（又は条項）を記載する。」とされているが、様式１・①に関する記載なのか、様式１・②に関する記載なのか。

			１・①であれば、様式集のとおり、「信託行為の定め（又は条項）を記載する。」のみが該当し、１・②であれば、「信託行為の定めを踏まえ、公益事務を行う都道府県名等を記載する」のみが該当するのではないか。 説明には様式集の該当箇所を明示していただきたい。
13	【吉谷参与】	<第４章Ｐ４０、第３章Ｐ１０> 経理的基礎の根拠・情報開示の訂正性	信託銀行のように、特定の個人の経験に依拠しないチェック体制による場合は、様式１・⑨の２において、体制を説明するということによいと考える。
14	【吉谷参与】	<第４章Ｐ４１> 受託者の組織について	ＨＰに役員および従業員数を開示している会社の場合、様式１・⑦の(４)を記載し、(５)にＨＰアドレスを記載することでよい、というような解説があることが望ましい。
15	【吉谷参与】	<第４章Ｐ４１> 信託報酬の委託者への説明について	「同条第１１号に適合することを説明した書類として、公益信託事務に要する費用等について、受託者が委託者に示した情報及び説明した内容を記載した書類」としているが、公益信託事務に要する費用は信託財産から支払われることが原則であり、この表現は信託報酬の主たる部分が費用に相当するものであるかのような誤解を招きかねない。「公益信託報酬の額又は算定方法並びに支払の方法及び形態並びに公益信託報酬に含まれることとなる費用」という内閣府令８条の表現を使うことが適切である。

16	【吉谷参与】	＜第４章Ｐ４１＞ 信託管理人となるべき者の就任承認書面について	信託管理人の署名・捺印のある書面である必要はなく、メールの返信のコピーなどの事実確認ができるもので可とする旨を記載するべき。
17	【吉谷参与】 【吉谷参与】	＜第２章Ｐ２４＞ 審査時に必要と考えられる書類・証憑について	書類・証憑は例示であり、同様の説明ができる資料があればよいことも記載していただきたい。
18	【吉谷参与】	＜第７章Ｐ３＞ 添付書類（委託者の承諾書・委託者の氏名・住所）について	第４ 申請書及び添付書類の２つめの○の本文は、以下のとおりとすべき。 ○添付書類についても以下の点を除き、公益信託認可と同じである。 委託者の承諾書（公益信託規則第２条８号）については、提出を要しない。 （理由） 移行認可の対象となる公益信託は、信託行為の別段の定めにより、信託の変更に委託者の合意を要しないことがほとんどである。そのため、変更契約に委託者の氏名・住所が現れないし、委託者に承諾書を求めることも不要である。

			また、公益信託の設定から長期間が経過していることも多く、委託者の地位が相続されている場合などでは、委託者から確認書を取ることは困難で、委託者にとっても過剰な負担となり、移行認可の妨げとなりかねない。 以上より、原則的な措置をガイドラインには記載していただきたい。
19	【吉谷参与】	<第2章の全般> 公益事務該当性について（様式1・③）	第2章（特に第2と第3）は、申請をする者にとっては、様式1・③について、記載すべき内容と審査において何を見られるかが解説されているかの記載があり、特に重要な章である。 しかしながら、様式1・③に関することが記載されているということは、5頁の文章の中と11頁の記載例に言及があるものの、注意深く読まなければ見落としかねない。目次や項目の表題などに、様式1・③関連であることを、明示することが望ましい。 第2の2 記入要領は、様式1・③の各項目に対応して記載する趣旨であると思われるが、各項目を網羅していないので、対応関係が分かり難い、「事務番号と公益事務名」「1. 公益事務の種類・・・」「2. 公益事務の内容 (1)公益事務の目的」「3. 事務の公益性に関する説明」などと、様式1・③に対応した記入要領としていただきたい。 例えば、「事務番号と公益事務名」は、記入要領には記載がなく、第3に記載がある。おそらく、「記入要領」と「第3 審査に当たっての確認事項及び判断基準」を、章を分けて記載していることが、分かり難くしている。1つの章にまとめて、様式1・③の項目ごとに、記入要領と確認事項・判断基準の順に記載すれば、よりわかりやすくなるため、ご検討いただきたい。

			「３．事務の公益性に関する説明」については第５のチェックポイントを読んで記入するという趣旨であると思われるが、「２．公益事務の内容」の記載事項により、説明可能なことを再度記載することを求められているように思える。ここにも「信託契約〇条に記載」と書けばよいのか、それとも「２．公益事務の内容」に記載してある内容を要約して記載するという趣旨なのか、不明である。ここに記載した事項を変更する場合、変更認可が必要になることについて、申請者の注意を喚起して、簡潔に書くべき内容を明確に示していただきたい。
20	【吉谷参与】	<第５章P43> 公益信託事務に関する重要な事項	ア 寄附を受けた財産の額、イ 金融資産の運用収入の額、ウ 資産、負債及び期末純資産の額等については、受託者が備え置き、行政庁に提出、公開される損益計算書、貸借対照表で確認できるのではないかとと思うが、本資料を提出する意義をガイドラインにおいて明確化していただきたい。より、具体的にはウの次の説明がその一部であると思われるが、その旨を明示し、意義を更に明確に示していただきたい。
21	【吉谷参与】	様式１・①について	共同受託者が存在する場合、代表受託者の氏名を記載するということでよいのか。
22	【溜箭参与】	<第１章P３> 「軽量」について	「公益信託の特徴を生かす観点から、まずは、「軽量」の公益信託を中心に記載することとしている。」との一般論には賛成。ただし、このアプローチがガイドラインを貫徹していない。 「「軽量」とは、単に規模が小さいだけでなく、公益事務の内容が具体的かつ明確であり公益事務の内容について経営判断（受託者の裁量）が大きくないこと、公益事務が単一で資源配分等に経営判断（受託者の裁量）を要しないものを想定している」との「軽量」の定義には反対。このままでは、規模が小さく、単一の事務にしか関心のない公益信託を作るインセンティブにしかならず、また新たな課題に対

			応しようとしても、変更認定の負担のためそのインセンティブを殺いでしまう。コミュニティの多様な問題解決に関心をもつ公益信託を求めるなら、一定規模以上の公益信託で幅広い公益事務をもつものについて一定の手續・組織性を求めるとしても、デフォルトは規模の小さい「軽量」公益信託向けの、規模と均衡性のとれた会計報告・情報公開・利益相反規律とすべきである。
23	【溜箭参与】	＜第3章P6－7＞ 財産の運用・管理の体制について	財産の運用・管理についても、より高度な管理運用を促しつつ、そうした高度な手法をとる場合により充実したガバナンスを求める表現にしてはどうか。 （株式等による資産の運用について） 信託財産の規模が小さく、積極運用等を行わないとされているような場合には、財産の管理・運用のための特段の体制整備を求めない。 他方で、株式を含む金融商品による資産運用を通じて収益があがれば、公益信託事務の原資が得られ、公益信託を通じた活動の充実と継続につながる。公益信託の資産の運用は、信託行為とこれに基づく規程に従って行うことができ、これには株式やリスクを伴う金融資産への投資も含まれる。 ただし、リスク資産の保有により損失が生ずると、公益信託の資産を毀損し、公益信託の持続的な活動に支障をきたすことになる。受託者は、信託財産の運用にあたって善管注意義務を負う。受託者は、資産運用を行うにあたって、公益信託の目的や資産構成・規模に照らしてリスク・リターン及び費用を勘案し、リスクの分散ないし最小化とリターンの最大化を図らなければならない。公益信託として相応しくない事業への投資（第○章第○参照）や他の団体の意思決定に関与することができる財産を保有（第

		○章 参照) することはできず、資産の運用を通じて特別の利益を与えることも許されない。また受託者は、信託財産の運用にあたって善管注意義務を負う。 こうした判断には、専門的な知識と能力を要する。受託者が必要な専門性をもっていない場合には、受託者は専門的な知識と能力を確保する手段を講じなければならない。具体的には、資産運用に関する判断にあたって専門家の助言を仰ぐ、資産運用を金融機関など専門家に委託する、資産運用について知識と能力がある人からなる委員会を設置する、などの方法が考えられる。受託者は、資産運用を委託する場合にも、適切な者に委託し、信託目的のために必要かつ適切な監督をする義務を負う（信託法 35 条）。 資産運用に関する判断の適正性を確保し体制を整備するため、公益信託の設定にあたっては、信託行為に資産運用に関する基本的事項を規定するか、資産運用規程の作成を規定すべきである。資産運用規程は、資産運用の目的、管理体制、資産運用の対象、運用主体等について定めることが想定される。 公益信託の財産の投資運用を通じて、社会的目標の達成と投資リターンの双方をめざす、いわゆるインパクト投資、ESG 投資などの手法をとることも可能である。その際、これらの手法を通じてめざす社会目的と投資上の目標と、これにともなうリスクと費用について慎重な考慮を要し、また実施にあたって専門的な判断も必要になる。これらの手法を採用する公益信託の設定にあたっては、そうした手法の基本的事項を規定するとともに、資産運用規程の作成を規定すべきである。
--	--	--

24	【弥永参与】	信託帳簿について	信託帳簿については、会計帳簿と異なるという位置づけはかまわないのですが、信託計算規則において、信託帳簿という概念が出てきていますので、法令における「帳簿」の理解との整合性もあり、合計残高試算表では信託帳簿の要求事項をみたさないとするのが自然であるといわざるを得ません。 また、合計残高試算表に含まれる情報は貸借対照表と損益計算書を併せた情報とかわりがないので、貸借対照表および損益計算書とは別に合計残高試算表を開示することには意義が認められず、そうすると、公益信託との関係では、信託帳簿の提出・公開にはまったく意味がないという問題もございます。 したがって、ガイドラインでは、信託帳簿について、不要な言及をすることはやめておいた方がよいと考えます。
----	--------	----------	---